

昨年吾が九州一体を襲ふた六十年來と稱せられる大旱魃——植付時に水がなく、水がいりぬ九月頃に豪雨が降り続き、その上の暴風雨のため、豊作でさえ食へぬ農民はまさに飢饉に瀕してゐる。その中でも特に悲惨なのは吾々被圧部落の兄弟である。

水い間の差別迫害の結果、部落総戸数の五割を占むる農民は、殆ど零細農民として劣悪な条件のもとに最も低き悲惨な農奴的狀態に置かれてゐる。即ち耕地面積が非常に少く（一戸平均五反内外で一般の二分の一）小作人が多くて自作が少い（小作農は一畑の二倍、自作農は一畑の二分の一）殆ど下等田ばかりで然も耕作地の四割までが任意から二十五丁以上の遠隔地にある上に一般より高率の小作料で耕作し、貧窮の長め機械力や牛馬を使用することが出来ず

第でさ之其の窮乏の狀態は「死の一步まじ」にある。

これは明治初年の日地券の発布や土地に關する布告に依て行はれた土地分配が、華族士族庄屋や高持百姓、自前百姓の自分勝手に行はれてしまひ、吾々部落の兄弟が資本主義の發達のため圧倒され、昔よりの専業から農業への転業を余議なくされたりは既に一先ず土地の分配が終了した逆か後であつた。従つて専業から農業へ転じたりも、差別庄制のため劣悪な条件で猫の類程の下等田に追ひ込まれるの余儀なき状態であつた。斯ふした状態のもとに飢饉線上をさまよふ部落百姓の身は、昨年の大旱魃は正に「死の宣告」に等しいものであつた。

旱魃そのものは自然的災禍であり、だが

がそれによる飢饉は、自然的災禍による凶作の打撃を補ふだけの生活の余力を農民が持たぬから起るのである。——そうした余力の保持を奪ひ取られおるからだ。だから旱魃による部落農民の窮乏窮乏は、こりも直さず吾々被圧部落大衆の全生活を汚染のドン底に突き落とし、條件づけてゐる身分關係による抑圧の一現象であり、従つて身分斗争の分野に於ける重要な問題として旱魃被害部落農民を救済し力の斗争が戦はれねばならない。

実行方法

1. 飯米の完全なる保證、税金並に小作料の減免等旱魃被害部落農民の要求とその斗争を積極的に支持すること
2. 一般農民並に農民組合等と緊密に協力し部落だけの分離した斗争としてのみに終りせずに進展せしめること
3. 九州地方協議会内に設置されたる旱魃対策委員会に於いて全国水平社關係の斗争を統制すること

以上

第七 補議案

組織と役員に關する件

提出 九州地方協議会
説明